## 住宅確保要配慮者の範囲

## 法律で定める者

- 低額所得者
  (月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (高校生相当まで) を養育して いる者
- ⑥ <u>住宅の確保に特に配慮を要するもの</u> として国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

・外国人 等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、保護観察対象者、刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者、困難な問題を抱える女性、生活困窮者など)

- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
- ・<u>都道府県や市区町村が</u> 供給促進計画において定める者
  - ※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、 新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童 養護施設退所者、LGBT、UIJターンに よる転入者、これらの者に対して必要な生活 支援等を行う者などが考えられる。